

令和3年4月21日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会長 殿

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長
(公 印 省 略)

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則及び同施行規則に基づき知事が定める測定法に関するかながわ県民意見反映手続き実施の周知について（依頼）

本県の環境行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和3年3月30日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例を公布し、このたび「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則及び同施行規則に基づき知事が定める測定法に関して、次のとおり県民からの意見を募集しております。

つきましては、貴団体の会員における周知について御協力くださるようお願いします。

1 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正（案）」に関する意見の募集

(1) 意見募集期間：令和3年4月21日（水）～令和3年5月21日（金）

(2) 意見募集の詳細：県ホームページ「意見募集（パブコメ）」からご覧ください。

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/pub/c5923901.html>

2 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則に基づき知事が定める測定法（案）」に関する意見の募集

(1) 意見募集期間：令和3年4月21日（水）～令和3年5月21日（金）

(2) 意見募集の詳細：県ホームページ「意見募集（パブコメ）」からご覧ください。

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/pub/c1272962.html>

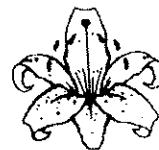
問合せ先

大気環境グループ 吉江、高瀬

電 話 (045) 210-4111 (内線 4112)

電子メール taiki.161@pref.kanagawa.lg.jp

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和3年3月30日(火曜日) 号外第20号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		
○条例			
知事等の給与の特例に関する条例(総務・人事課)	5	神奈川県立山岳スポーツセンター条例の一部を改正する条例(スポーツ・スポーツ課)	9
地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例(政策・NPO協働推進課)	5	神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(環境農政・大気水質課)	9
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	6	神奈川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・人権男女共同参画課)	10
神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	6	神奈川県看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例(健康医療・医療課)	10
職員の服務の宣誓に関する条例及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	6	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例(健康医療・生活衛生課)	11
市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	6	かながわペットのいのち基金条例の一部を改正する条例(健康医療・生活衛生課)	11
神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	7	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例(県土整備・都市公園課)	11
県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	7	○規則	
職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	7	神奈川県立相模湖漕艇場条例施行規則の一部を改正する規則(スポーツ・スポーツ課)	11
神奈川県立相模湖漕艇場条例の一部を改正する条例(スポーツ・スポーツ課)	8	神奈川県立山岳スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則(スポーツ・スポーツ課)	12
		神奈川県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則(福祉子どもみらい・人権男女共同参画課)	12
		神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(健康医療・生活衛生課)	15

本号で公布された条例のあらまし

1 知事等の給与の特例に関する条例

- (1) 知事、副知事、教育長、常勤の監査委員、公営企業管理者及び特別職の秘書に係る令和3年4月1日から令和4年3月31までの間における給料及びそれに係る地域手当の額は、知事及び副知事の給与等に関する条例等にかかわらず、同条例等による額から、知事にあってはその100分の10に、副知事にあってはその100分の7に、教育長、常勤の監査委員、公営企業管理者及び特別職の秘書にあってはその100分の5に相当する額をそれぞれ減じた額とすることとした。(第1条～第5条関係)
- (2) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- (3) 知事等の給与の特例に関する条例(平成25年神奈川県条例第58号)は、廃止することとした。

2 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例

- (1) 指定特定非営利活動法人(地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人をいう。)の指定の申出書の提出があったとき及び指定特定非営利活動法人から提出を受けた書類の閲覧等の請求があったときに知事が縦覧に供し、又は閲覧等をさせる書類は、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものとすることとした。(第3条、第14条関係)
- (2) 指定特定非営利活動法人の指定のために必要な手続を行う基準のうち書類の閲覧及び公表に係る基準について、特定非営利活動法人が閲覧させる書類及び公表する書類は、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものとすることとした。(第4条関係)
- (3) 指定特定非営利活動法人は事業報告書等の書類の閲覧の請求があった場合において当該書類に記載された事項中個人の

10 神奈川県立相模湖漕艇場条例の一部を改正する条例

- (1) 大会議室、小会議室A、小会議室B及びトレーニングルームの利用については、地方自治法第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者が利用料金を徴収し、収入することとし、その上限額を定めることとした。(別表関係)
- (2) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。
- (3) この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとした。
- (4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

11 神奈川県立山岳スポーツセンター条例の一部を改正する条例

- (1) スピードウォールの利用については、地方自治法第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者が利用料金を徴収し、収入することとした。(第12条、別表関係)
- (2) リードウォールの利用料金の上限額を改定することとした。(別表関係)
- (3) その他規定の整備を行うこととした。(第10条関係)
- (4) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。
- (5) この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとした。
- (6) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

12 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」という。)における「吹付け石綿等」等の用語の意義を定める等、規定の整備を行うこととした。(第2条関係)
- (2) 石綿排出等工事等における石綿の飛散の防止
 - ア 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、規則で定めるところにより、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業に関する管理体制を整備しなければならないこととした。(第52条関係)
 - イ 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業を開始する前に、規則で定めるところにより、当該石綿排出等工事の場所の周辺の地域の住民等に対し、規則で定める事項を周知しなければならないこととした。(第52条の2関係)
 - ウ 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、規則で定めるところにより、吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺における大気中の石綿の濃度等を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかなければならぬこととした。(第52条の3関係)
 - エ 石綿排出等工事の元請業者は、当該石綿排出等工事の発注者に対し、当該石綿排出等工事に係る次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明しなければならないこととした。(第52条の4関係)
 - (ア) アの管理体制
 - (イ) イの規定による周知に関する計画
 - (ウ) ウの規定による測定をする場合にあっては、その計画
 - オ 石綿排出等工事の発注者又は自主施工者は、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業の開始日の14日前までに、又は災害その他非常の事態の発生により石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合において速やかに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならないこととした。(第52条の5関係)
 - (ア) エ(ア)から(ウ)までに係る事項
 - (イ) 大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による報告を行う場合を除き、同条第1項又は第4項の規定による調査の結果
 - カ オの届出をした者は、当該届出に係る石綿排出等作業が完了したときは、その日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならぬこととした。(第52条の6関係)
- キ 非常時の措置(第52条の7関係)
 - (ア) 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺における大気中の石綿の濃度が条例第113条の3の基準値を超えたとき、又は石綿排出等作業により、石綿が当該石綿排出等作業を行なう場所以外の場所に多量に飛散するおそれが生じたときは、直ちに、その旨を知事に通報するとともに、石綿の飛散を防止するための応急の措置をとらなければならないこととした。
 - (イ) (ア)の場合においては、(ア)の者は、速やかに、(ア)の事態の状況及びとった措置の概要を知事に報告しなければならないこととした。
 - (ロ) 知事は、(ア)の事態が発生した場合において、当該事態に係る(ア)の者が(ア)の応急の措置をとっていないとき又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、(ア)の応急の措置その他必要な措置をとるべきこととした。

とを命ずることができることとした。

ク 建築物等の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物等に吹付け石綿等が使用されているかどうかを把握するとともに、石綿の大気中への排出又は飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。(第52条の8関係)

(3) 知事は、(2)アからカまでに違反している者等に対し、必要な措置を講すべきことを勧告することができることとした。
(第110条の2関係)

(4) キ(イ)による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとした。(第121条関係)

(5) この条例は、令和3年10月1日から施行することとした。ただし、(2)オ(イ)については、令和4年4月1日から施行することとした。

(6) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

13 神奈川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県男女共同参画推進条例における「事業者」及び「積極的改善措置」の用語の意義を定めるとともに、規定の整備を行うこととした。(第2条、第4条関係)

(2) その他規定の整備を行うこととした。(第2条、第3条、第8条、第10条関係)

(3) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、(2)の一部については、同年10月1日から施行することとした。

14 神奈川県看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例

(1) 准看護師の養成施設に在学する者を対象とした貸付けを廃止することとした。(第1条、第2条、第4条関係)

(2) その他規定の整備を行うこととした。(第4条関係)

(3) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

(4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

15 神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 墓地（埋葬を行うものを除く。）又は納骨堂の設置場所の基準について、その境界線と病院その他の規則で定める施設との距離が規則で定める距離以上であることとともに、規定の整備を行うこととした。(第10条関係)

(2) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

16 かながわペットのいのち基金条例の一部を改正する条例

(1) かながわペットのいのち基金（以下「基金」という。）へ資金を積み立てる目的に、多数の飼養等がされている犬及び猫の命を守りその適正な飼養等を推進する目的を追加することとした。(第2条関係)

(2) 基金を処分することができる場合に、多数の飼養等がされている犬及び猫の避妊又は去勢手術その他その適正な飼養等を推進するための事業の経費に充てる場合を追加することとした。(第7条関係)

(3) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

(4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

17 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県立相模三川公園のパークゴルフ場の利用については、地方自治法第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）が利用料金を徴収し、収入することとした。(別表第3、別表第5関係)

(2) 神奈川県立山北つぶらの公園における公園施設の維持管理に関する業務及び公園施設の運営管理に関する業務を指定管理者に行わせることとした。(別表第4関係)

(3) その他規定の整備を行うこととした。(別表第5関係)

(4) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。ただし、(5)については、公布の日から施行することとした。

(5) この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとした。

条例第14条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

3 前項の場合において、当該承認を得た日の翌日からこの条例の施行の日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事の承認を得た額とする。

神奈川県立山岳スポーツセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第23号

神奈川県立山岳スポーツセンター条例の一部を改正する条例

神奈川県立山岳スポーツセンター条例（平成9年神奈川県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項ただし書中「スピードウォール」、「及びリードウォール」及び「これらの施設を」を削り、「知事が別に定める時間」を「午前9時から午後9時まで」に改める。

第12条から第14条までを削る。

第15条第1項及び第2項中「別表第2」を「別表」に改め、同条を第12条とし、第16条を第13条とし、第17条から第19条までを3条ずつ繰り上げる。

別表第1を削る。

別表第2中「(第15条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同表リードウォールの項を次のように改める。

リードウォール	一般利用	1人1時間	200円
	専用利用	1面1時間	2,000円

別表第2に次のように加える。

スピードウォール	一般利用	1人1時間	200円
	専用利用	1面1時間	2,000円

別表第2を別表とする。

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 神奈川県立山岳スポーツセンター条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立山岳スポーツセンターの利用に係る利用料金について、改正後の第12条第2項及び別表の規定の例により、知事の承認を得ることができる。
- 前項の場合において、当該承認を得た日の翌日からこの条例の施行の日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事の承認を得た額とする。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第24号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第51条」を削り、「第52条」を「第51条」に、「第4節 拡声機騒音の規制（第53条）」を「第4節 石綿排出等工事等 第5節 拡声機騒音の規制

における石綿の飛散の防止（第52条～第52条の8）に、「第5節（第53条）」

飲食店」を「第6節 飲食店」に、「第6節 削除」を「第7節 削除」に改める。

第2条第4号中「施設」を「工作物（以下「建築物等」という。）」に改め、「物質」の次に「のうち石綿を除くもの」を加え、同条に次の3号を加える。

(16) 吹付け石綿等 吹付け石綿その他の建築材料で規則で定めるものをいう。

(17) 石綿排出等作業 吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

(18) 石綿排出等工事 石綿排出等作業を伴う建設工事をいう。第51条を削り、第6章第3節中第52条を第51条とする。

第6章中第6節を第7節とし、第5節を第6節とし、第4節を第5節とし、第3節の次に次の1節を加える。

第4節 石綿排出等工事等における石綿の飛散の防止

(管理体制の整備)

第52条 石綿排出等工事の元請業者（発注者（石綿排出等工事の注文者で、他の者から請け負った石綿排出等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接石綿排出等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）又は自主施工者（石綿排出等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業に関する管理体制を整備しなければならない。

(住民等への周知)

第52条の2 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業を開始する前に、規則で定めるところにより、当該石綿排出等工事の場所の周辺の地域の住民等に対し、規則で定める事項を周知しなければならない。（大気中の石綿濃度等の測定）

第52条の3 石綿排出等工事（規則で定める工事に限る。）の元請業者又は自主施工者は、規則で定めるところにより、吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺における大気中の石綿の濃度等を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかなければならぬ。

(発注者への説明)

第52条の4 石綿排出等工事の元請業者は、当該石綿排出等工事

の発注者に対し、当該石綿排出等工事に係る次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

- (1) 第52条の管理体制
- (2) 第52条の2の規定による周知に関する計画
- (3) 前条の規定による測定をする場合にあっては、その計画(石綿排出等作業に係る届出)

第52条の5 石綿排出等工事の発注者又は自主施工者(次項に規定するものを除く。)は、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 当該石綿排出等工事に係る前条各号に掲げる事項
- (2) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の15第6項の規定による報告を行う場合を除き、同条第1項又は第4項の規定による調査の結果
- 2 災害その他非常の事態の発生により石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合における当該石綿排出等作業に係る石綿排出等工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(石綿排出等作業の完了の報告)

第52条の6 前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る石綿排出等作業が完了したときは、その日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

(非常時の措置)

第52条の7 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺における大気中の石綿の濃度が第113条の3の基準値を超えたとき、又は石綿排出等作業により、石綿が当該石綿排出等作業を行う場所以外の場所に多量に飛散するおそれが生じたときは、直ちに、その旨を知事に通報するとともに、石綿の飛散を防止するための応急の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、速やかに、同項の事態の状況及びとった措置の概要を知事に報告しなければならない。

3 知事は、第1項の事態が発生した場合において、当該事態に係る同項に規定する者が同項の応急の措置をとっていないとき又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(建築物等からの石綿飛散防止措置)

第52条の8 建築物等の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物等に吹付け石綿等が使用されているかどうかを把握するとともに、石綿の大気中への排出又は飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第110条の2第1項中「、第52条」を「、第51条から第52条の6まで」に改める。

第121条第3号中「第50条第2項」の次に「、第52条の7第3項」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第3節の次に次の1節を加える改正規定(第52条の5第1項第2号に係る部分に限る。)は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第52条から第52条の6まで(第52条の5第1項第2号を除く。)の規定は、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日以後に着手する建設工事について適用する。
- 3 改正後の第52条の5第1項第2号の規定は、令和4年4月1日以後に着手する建設工事について適用する。

神奈川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第25号

神奈川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

神奈川県男女共同参画推進条例(平成14年神奈川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「より相手方の」の次に「職場、家庭、学校、地域その他の」を加え、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 事業者 事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

第3条第3項中「における活動と当該活動以外の活動との両立」を「と職業生活その他の社会生活等との調和」に改める。

第4条第1項中「施策」の次に「(積極的改善措置を含む。以下同じ。)」を加える。

第8条第2項中「第三者」の次に「(取引先の従業員、施設利用者、生徒等を含む。)」を加える。

第10条第1項第3号中「その」の次に「職務区分別の数並びにそれらの」を加え、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

神奈川県看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第26号

神奈川県看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例

神奈川県看護師等修学資金貸付条例(昭和39年神奈川県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、看護師等」を「又は看護師」に改める。

